

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,699,086,424
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,854,803,547

- (注) 1 当行定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。  
 2 平成23年6月22日に第141期定時株主総会および各種類株主総会で承認決議された株式交換契約が平成23年9月1日に効力が発生したことに伴い、同日付で普通株式に係る自己株式913,576株を消却し、普通株式の発行可能株式総数は13,699,086,424株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,914,784,269	同左		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式。 (注1)
第一回第一種 優先株式 (注2)	155,717,123	同左		(注1) (注3) (注4)
第二回第三種 優先株式 (注2)	800,000,000	同左		(注1) (注5) (注6)
計	8,870,501,392	同左		

- (注) 1 平成23年9月22日に実施いたしました定款変更により、単元株式数(1,000株)の定めを廃止し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を要する旨を定めております。  
 2 第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。  
 3 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等  
 (1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。  
 (イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ)取得比率の修正の基準及び頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

) 修正の頻度

1年に1度(平成12年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ)取得比率の上限

6.098

(二)当行の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

(2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当行の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第55条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

定款第56条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当行が本優先株式を取得すると引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(二)に準じて調整される。

(二)取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(5) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ)普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ)取得比率の修正の基準及び頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

) 修正の頻度

1年に1度(平成15年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ)取得比率の上限

3.311

(二)当行の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

- (2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容  
上記の事項に関する取決めはありません。
- (3) 当行の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容  
上記の事項に関する取決めはありません。
- 6 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
- (イ) 優先配当金  
定款第55条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。
- (ロ) 非累積条項  
ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ハ) 非参加条項  
優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (ニ) 優先中間配当金  
定款第56条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 取得請求権
- (イ) 取得請求期間  
平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- (ロ) 当初取得比率  
当初取得比率は、下記算式により算出される。  

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$
ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。  
上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
- (ハ) 取得比率の修正  
当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。  

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$
上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。  
なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。  
上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。
- (ニ) 取得比率の調整  
今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。  

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(5) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成24年1月1日から 平成24年3月31日まで)	第142期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	155,717,123	155,717,123
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	949,563,016	949,563,016
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等	(注)	(注)
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		155,717,123
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		949,563,016
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 平成24年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第一回第一種優先株式数に対して取得比率6.098で算出された普通株式数を交付しています。

第二回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成24年1月1日から 平成24年3月31日まで)	第142期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	800,000,000	800,000,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,938,400,000	1,938,400,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等	(注)	(注)
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		800,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		1,938,400,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 平成24年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第二回第三種優先株式数に対して取得比率2.423で算出された普通株式数を交付しています。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月5日 (注) 1	普通株式 優先株式 48,000	普通株式 5,024,755 優先株式 1,032,565		247,231,913		15,367,385
平成20年6月30日 (注) 1	普通株式 優先株式 76,848	普通株式 5,024,755 優先株式 955,717		247,231,913		15,367,385
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 2	普通株式 615 優先株式	普通株式 5,025,370 優先株式 955,717	28,440	247,260,354	28,440	15,395,825
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 2	普通株式 846 優先株式	普通株式 5,026,216 優先株式 955,717	43,343	247,303,697	43,343	15,439,169
平成23年4月1日～ 平成23年6月24日 (注) 2	普通株式 1,518 優先株式	普通株式 5,027,734 優先株式 955,717	66,012	247,369,709	66,012	15,505,181
平成23年9月1日 (注) 3	普通株式 913 優先株式	普通株式 5,026,821 優先株式 955,717		247,369,709		15,505,181
平成24年2月23日 (注) 4	普通株式 2,887,963 優先株式	普通株式 7,914,784 優先株式 955,717		247,369,709		15,505,181

(注) 1 発行済株式総数の減少は、優先株式の取得および消却によるものであります。

2 発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

3 発行済株式総数の減少は、自己株式消却によるものであります。

4 平成24年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第一回第一種および第二回第三種の各種優先株式全株合計955,717千株を取得し、それと引換えに普通株式2,887,963千株を交付しております。これにより、普通株式の発行済株式総数は2,887,963千株増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

## 普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (千株)				7,914,784				7,914,784	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

## 第一回第一種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)							1	1	
所有株式数 (千株)							155,717	155,717	
所有株式数 の割合(%)							100.00	100.00	

(注) 自己株式155,717千株を、「個人その他」に記載しております。

## 第二回第三種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)							1	1	
所有株式数 (千株)							800,000	800,000	
所有株式数 の割合(%)							100.00	100.00	

(注) 自己株式800,000千株を、「個人その他」に記載しております。

## (7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	7,914,784	89.22
計		7,914,784	89.22

(注) 当行は、自己株式として第一回第一種優先株式155,717千株および第二回第三種優先株式800,000千株の計955,717千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合10.77%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(千個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	7,914,784	100.0
計		7,914,784	100.0

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種 優先株式 155,717,123		優先株式の内容は、「1 株式等の 状況」の「(1)株式の総数等」の 「発行済株式」の注記に記載さ れております。
	第二回第三種 優先株式 800,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,914,784,269	7,914,784,269	権利内容に何ら限定のない当行にお ける標準となる株式
単元未満株式			(注2)
発行済株式総数	8,870,501,392		
総株主の議決権		7,914,784,269	

(注) 1 当行定款第6条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当会社の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2 上記の各種類の株式について、単元株式数の定めはありません。

## 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

(注) 「発行済株式」の議決権制限株式および完全議決権株式の区分としての自己株式等について該当事項はありません。このほか無議決権株式の区分において、各種優先株式955,717,123株を自己株式として所有しています。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号および同条第13号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	19,793	1,367,813
当期間における取得自己株式		

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式(注)	150	9,300
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、株式交換に反対する株主からの買取であります。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	913,576	141,280,377		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(買増請求に係る処分を行った取得自己株式)	1,810	119,510		
保有自己株式数				

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第一回第一種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式(注)	155,717,123	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成24年2月23日付で優先株主より取得請求を受けた第一回第一種優先株式155,717,123株を取得したものであります。この取得と引換えに当行普通株式949,563,016株を交付しているため、取得価額はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	155,717,123		155,717,123	

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第二回第三種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式(注)	800,000,000	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成24年2月23日付で優先株主より取得請求を受けた第二回第三種優先株式800,000,000株を取得したものであります。この取得と引換えに当行普通株式1,938,400,000株を交付しているため、取得価額はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	800,000,000		800,000,000	

### 3 【配当政策】

当行は、信託銀行としての公共性を十分に認識し、財務の健全性を確保する観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案の上、株主への利益還元を行うことを基本方針としております。

こうした方針のもと、当事業年度の配当は見送ることとさせていただきました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用して参ります。

なお、当行は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これらの配当の決定機関について、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第138期	第139期	第140期	第141期	第142期(注2)
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	263	223	143	100	76
最低(円)	140	76	74	57	59

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 普通株式は平成23年8月29日付で上場廃止となっております。

第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長		黒田 則正	昭和24年7月7日生	平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員営業担当役員 平成15年3月 同 常務執行役員 プロダクツユニット統括役員 兼営業担当役員 平成16年4月 同 常務執行役員 インターナショナルバンキング ユニット統括役員 平成17年4月 同 常務取締役 インターナショナルバンキング ユニット統括役員 平成19年4月 同 取締役副頭取 平成22年4月 みずほ信託銀行株式会社 顧問 平成22年6月 同 取締役会長(現職)	平成24年 6月から 1年	
取締役社長 (代表取締役)		野中 隆史	昭和27年2月17日生	平成15年3月 株式会社みずほ銀行 執行役員個人商品開発部長 平成16年4月 同 常務執行役員 個人商品開発部長 平成16年5月 同 常務執行役員 平成18年3月 同 常務取締役 平成19年4月 同 取締役副頭取 平成20年4月 みずほ信託銀行株式会社 顧問 平成20年6月 同 取締役社長(現職)	平成24年 6月から 1年	
取締役副社長 (代表取締役)	内部監 査部門 長	西島 信竹	昭和28年5月23日生	平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員内幸町営業第四部長 兼内幸町営業第六部長 平成16年4月 株式会社みずほ銀行 執行役員個人企画部長 平成17年4月 同 常務執行役員 平成20年4月 みずほ信託銀行株式会社 副社長執行役員 平成20年6月 同 取締役副社長 兼副社長執行役員 平成24年4月 同 取締役副社長 兼副社長執行役員 内部監査部門長(現職)	平成24年 6月から 1年	
取締役副社長 (代表取締役)		永井 素夫	昭和29年3月4日生	平成17年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員営業第六部長 平成19年4月 同 常務執行役員グローバルポ ートフォリオマネジメントユ ニット統括役員兼金融・公共 法人ビジネスユニット統括役 員兼営業担当役員 平成20年4月 同 常務執行役員グローバルポ ートフォリオマネジメントユ ニット統括役員兼金融・公共 法人ビジネスユニット統括役 員兼グローバルオルタナティ ブインベストメントユニット 統括役員兼営業担当役員 平成21年4月 同 常務執行役員営業担当役員 平成23年4月 みずほ信託銀行株式会社 副社長執行役員 平成23年6月 同 取締役副社長 兼副社長執行役員(現職)	平成24年 6月から 1年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務取締役	企画・財務・主計グループ長兼人事グループ長兼秘書室担当役員	大井 直	昭和30年7月2日生	平成15年9月 みずほ信託銀行株式会社 経営企画部付参事役 資産管理サービス信託銀行株式会社出向 平成20年4月 同 執行役員 IT・システム統括部長 平成21年4月 同 常務執行役員 IT・システム統括部長 平成21年10月 同 常務執行役員 平成23年6月 同 常務取締役兼常務執行役員 平成24年4月 同 常務取締役兼常務執行役員 企画・財務・主計グループ長兼人事グループ長兼秘書室担当役員(現職)	平成24年6月から1年	
常勤監査役		奈良 正 哉	昭和33年12月13日生	平成17年4月 みずほ信託銀行株式会社 総合リスク管理部長 平成20年10月 同 運用企画部長 平成21年4月 同 執行役員運用企画部長 平成23年4月 同 理事 平成23年6月 同 常勤監査役(現職)	平成23年6月から4年	
常勤監査役		竹田 徹	昭和34年11月23日生	平成19年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 総合リスク管理部次長 平成20年10月 みずほ信託銀行株式会社 総合リスク管理部長 平成24年4月 同 常勤監査役(現職)	平成24年4月から4年(注1)	
監査役		黒崎 民 雄	昭和24年11月28日生	昭和47年4月 安田生命保険相互会社入社 平成17年4月 明治安田生命保険相互会社 執行役員 コンプライアンス統括部長 平成17年12月 同 常務執行役員 法人営業部門長 平成18年4月 同 専務執行役員 法人営業部門長 平成18年7月 同 専務執行役員 法人営業部門長 平成24年4月 同 常任顧問(現職) 平成24年6月 みずほ信託銀行株式会社 監査役(現職)	平成24年6月から4年	
監査役		遠藤 健	昭和29年3月3日生	昭和51年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成16年4月 株式会社損害保険ジャパン 執行役員兼長野支店長 平成18年4月 同 執行役員 兼自動車営業企画部長 平成19年4月 同 常務執行役員 自動車営業企画部長 平成20年7月 同 常務執行役員 平成21年4月 同 常務執行役員東京本部長 平成22年6月 同 専務執行役員東京本部長 平成23年4月 同 顧問(現職) 平成23年4月 株式会社ジャパン保険サービス 顧問 平成23年6月 みずほ信託銀行株式会社 監査役(現職) 平成23年6月 株式会社ジャパン保険サービス 代表取締役社長(現職)	平成23年6月から4年	
計						

(注) 1 平成24年4月2日付の臨時株主総会での選任後平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。  
2 監査役のうち、黒崎民雄および遠藤健の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営管理を受けております。

また、当グループは、「みずほの企業行動規範」を制定し、以下の基本方針を定めております。

#### ・社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

#### ・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得るための基盤と考えます。

#### ・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

#### ・人権の尊重

お客さま、役員および社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

#### ・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

#### 会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

なお、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行の法的統合に先立ち、合併によるシナジー効果を前倒しかつスピーディーに実現することを目的として、平成24年4月から、実質ワンバンク体制をスタートしております。

具体的には、( )企画・管理部門の一元化、( )両行の顧客・プロダクツ・市場部門の組織横断的な再編および新ユニットの構築を実施しております。

( )企画・管理部門

- ・分掌機能毎にグループ・部門を再編し、原則として担当役員および部長は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行の3社を兼務
- ・なお、企画・管理部門を担当する株式会社みずほフィナンシャルグループの役員については、原則として、当行の担当役員(副)を兼務

( )顧客・プロダクト・市場ユニット

- ・お客さまに対する営業推進体制については、セグメントを「大企業法人ユニット」「事業法人ユニット」「金融・公共法人ユニット」「リテールバンキングユニット」「個人ユニット」「国際ユニット」の6つのユニットに再編成
- ・各種プロダクト機能を提供する組織については、「投資銀行ユニット」「トランザクションユニット」「アセットマネジメントユニット」の3ユニットに再編成
- ・市場機能を提供する組織については、株式会社みずほ銀行・株式会社みずほコーポレート銀行横断的な「市場ユニット」として集約
- ・なお、それぞれのユニットを統括する役員については、原則として株式会社みずほ銀行・株式会社みずほコーポレート銀行を兼務

当行は、この実質ワンバンク体制のもと、当グループのお客さまのあらゆるニーズに対して、グループの総力を挙げて各種金融サービスを迅速に提供すべく、みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行と、より一体的な運営を推進してまいります。

(取締役および取締役会)

当行の取締役会は、5名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。

(監査役)

当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

なお、社外監査役には、それぞれの豊富なビジネス経験および、経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、当行のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただけると判断し、就任いただいております。社外監査役は、取締役会、監査役会等において専門的見地から発言しております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の業務を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、各役員の担当業務を横断する全行的な諸問題について総合的に審議を行っております。

< 経営政策委員会 >

ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営に関する審議およびポートフォリオモニタリング等を行っております。

#### ALM・マーケットリスク委員会

ALMに係る基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理に関する審議および実績管理等を行っております。

#### IT戦略委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画に関する審議およびIT関連投資案件の進捗管理等を行っております。

#### 新商品委員会

当行の商品戦略や、新商品の開発・販売および新規業務への取組みに関するビジネスプラン、各種リスクおよびコンプライアンスの評価に関する審議等を行っております。

#### クレジット委員会

重要な個別与信案件、大口与信先等の年間与信方針、重要な債権管理上の措置に関する審議等を行っております。

#### コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議等を行っております。

#### オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理の基本方針や、リスク削減のための計画の策定に関する審議およびオペレーショナルリスクのモニタリング等を行っております。

#### 情報管理・お客さま保護等管理委員会

情報管理・お客さま保護等管理に関する年度計画・整備改善計画や各種施策の推進状況、情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、お客さま評価・CS向上施策、情報管理・お客さま保護等管理に関する各種規程類についての審議等を行っております。

#### ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議等を行っております。

#### 信託業務委員会

信託業務の管理態勢に係る重要な事項や、重要な個別信託受託案件に関する審議および信託業務のリスクモニタリング等を行っております。

#### 金融円滑化管理委員会

金融円滑化管理に係る基本方針や、各種施策の進捗状況に関する審議等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題に関する委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。主要な委員会は以下のとおりです。

#### 事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

#### 人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

#### 障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

(内部監査部門等)

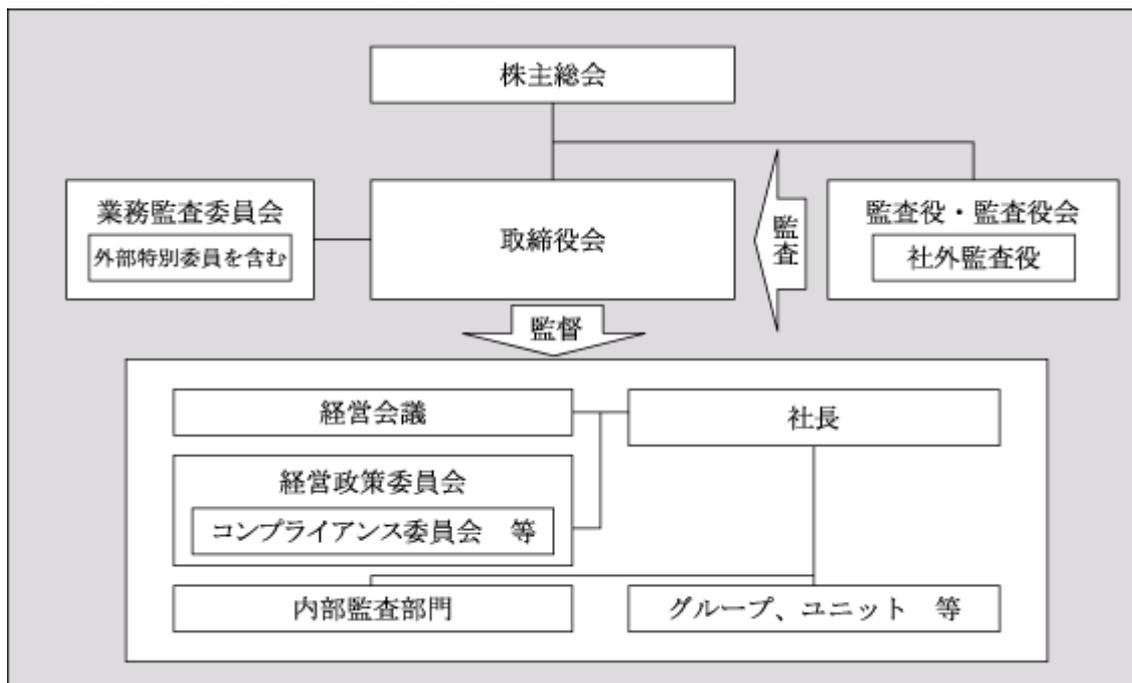
当行は、監査の独立性確保の観点から業務運営の適正性等をチェックする取締役会傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。

業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部署である業務監査部を被監査部署から分離しております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加しております。

< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



#### 取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

#### 取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

#### 中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

#### 内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況)

取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に受けること等により、各種管理の状況を監督しております。

また、社外監査役を含む各監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告等を踏まえ、必要があると認める場合は意見を述べる等により、取締役の職務執行を監査しております。

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が業務運営部門ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当行では、情報管理の重要性を踏まえ、関連規程の整備を行い、情報管理・お客さま保護等管理委員会および担当組織の設置を行うとともに、研修等を通じて情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

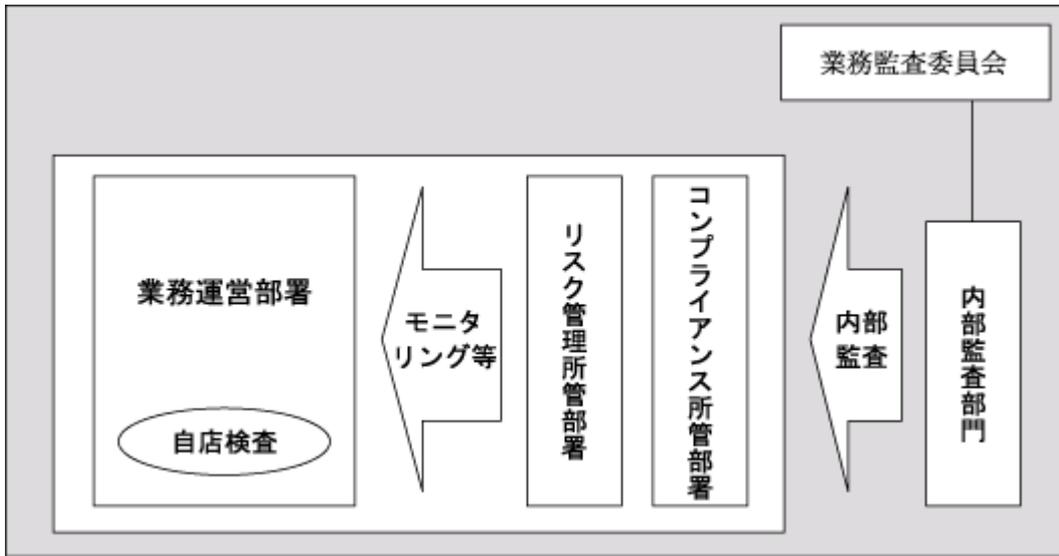
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

また、当行においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(業務の適正を確保するための体制)

当行は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保する体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当行は、「コンプライアンスの基本方針」等のコンプライアンス関連規程において、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定めております。
  - ・具体的には、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置づけ、その運営体制および「コンプライアンス・お客さま保護マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、半期毎に実施状況をフォローアップしております。また、反社会的勢力の排除についても、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、上記コンプライアンス・プログラムにおいて、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置づけております。
  - ・当行の取締役会において、上記の「コンプライアンスの基本方針」等に基づく体制を、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として決議しております。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当行は、「情報セキュリティポリシー」等の情報管理関連規程において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて実施しております。
  - ・具体的には、取締役会・経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、重要情報として保存・管理を実施しております。
  - ・当行の取締役会において、上記の「情報セキュリティポリシー」等に基づく体制を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として決議しております。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当行は、「総合リスク管理の基本方針」「信託業務リスク管理に関する規程」をはじめとする各種リスク管理関連規程において、損失の危険の管理に関する体制を定めております。
  - ・具体的には、各種リスクの定義、リスク管理を行うための体制の整備と人材の育成、リスク管理体制の有効性および適切性等を定め、リスクを定性・定量的に把握するとともに、経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行っております。
  - ・当行の取締役会において、上記の「総合リスク管理の基本方針」等に基づく体制を、損失の危険の管理に関する規程その他の体制として決議しております。
  
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当行は、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等の規程において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定めております。
  - ・具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当行全体として取締役の職務執行の効率性を確保しております。
  - ・当行の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として決議しております。
  
- 5 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当行は、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、当該契約等において企業集団の業務の適正を確保する体制を定めております。
  - ・具体的には、親会社は「グループ経営管理契約」に基づき親会社が制定した「グループ経営管理規程」に基づき、当行に対する直接経営管理を実施しております。また、当行は、当行の子会社・関連会社について、親会社の基準に基づき制定した「子会社等経営管理規程」等に従い経営管理を行っております。
  - ・当行の取締役会において、上記に基づく体制を、当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として決議しております。
  
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・当行は、「組織規程」において、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を定めております。
  - ・具体的には、監査役職務の補助に関する事項および監査役会事務局に関する事項を所管する監査役室を設置し、監査役室長が監査役の指示に従って業務を統括しております。
  - ・当行の取締役会において、上記の「組織規程」に規定する事項を、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として決議しております。

- 7 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 当行は、「取締役会規程」の付則において、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項を定めております。
  - ・ 具体的には、監査役職務の補助使用人に係わる人事および組織変更については、事前に監査役会が指名した監査役と協議することとしております。
  - ・ 当行の取締役会において、上記の「取締役会規程」の付則に規定する事項を、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項として決議しております。
  
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・ 当行は、「取締役会規程」「経営会議規程」等において、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を定めております。
  - ・ 具体的には、取締役会、経営会議等への監査役の出席について規定するとともに、社長あて稟議の監査役への回覧、コンプライアンス・ホットラインの通報内容の報告、内部監査結果の報告等の体制を整備しております。
  - ・ 当行の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制として決議しております。
  
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当行は、「内部監査の基本方針」等において、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を定めております。
  - ・ 具体的には、業務監査部、監査役および会計監査人が、監査機能の有効性・効率性を高めるために、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、相互に連係しております。
  - ・ 当行の取締役会において、上記の「内部監査の基本方針」等に基づく体制を、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として決議しております。

#### 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ35名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、担当役員である内部監査部門長が定期的および必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本部および営業店における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて、子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施すること等により、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当行では、内部監査部門、監査役および会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

また、会計監査人は、会計監査の観点から、コンプライアンス所管部署・リスク所管部署等と必要に応じ意見交換しております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、江見睦生、久保暢子、西田裕志の計3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士補1名、その他18名であります。

#### 会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行と社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

#### 社外監査役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2千万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結しております。

#### 種類株式の議決権

第一種及び第三種から第六種までの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。」と定款に規定されております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関して普通株式に優先する一方で、議決権に関してこれを制限する内容となっております。なお、当行が発行している優先株式は、第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式であり、第四種から第六種までの優先株式は発行しておりません。

#### 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額及び監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額	8名に対し207百万円
(うち、社外取締役に対する報酬額	2名に対し7百万円)
監査役に対する報酬額	6名に対し67百万円
(うち、社外監査役に対する報酬額	3名に対し26百万円)

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	130	56	118	52
連結子会社	17		15	0
計	147	56	134	53

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当行の一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当行の一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国公認会計士協会監査基準第70号に定める合理的保証を提供する業務等であります。

当連結会計年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国公認会計士協会保証業務基準書第16号に定める合理的保証を提供する業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。